

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年2月29日（木）15:51～16:27
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学 客員教授、医療法人社団澁志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<関係省庁>

- 森田 剛史 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長

<自治体等>

- 仁藤 健二 茨城県保健医療部生活衛生課長
- 小松 由美 茨城県保健医療部生活衛生課課長補佐（技術総括）
- 鈴木 麻美 茨城県政策企画部計画推進課長
- 町田 一輝 茨城県政策企画部計画推進課課長補佐

<事務局>

- 河村 直樹 内閣府地方創生推進事務局次長
- 安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 元木 要 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 と畜検査に係る規制改革
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「と畜検査に係る規制改革」ということで、茨城県、厚生労働省に御出席
いただいております。茨城県にはオンラインで、厚生労働省には会場で御出席いただいて

おります。

本日の資料は、茨城県、厚生労働省から御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますが、まず、茨城県から5分程度で御説明をいただき、続いて厚生労働省から5分程度で御説明をいただきたいと思っております。その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「と畜検査に係る規制改革」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

関係者の皆様、本日はお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは早速、茨城県から御説明をお願いいたします。

○仁藤課長 茨城県生活衛生課長の仁藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

本県における公務員獣医師の現状ということで、公務員獣医師がどれだけ不足になっているか、その背景をまず御説明させていただきます。

茨城県におきましては、県内の獣医師が1,132名いるのですけれども、そのうち公務員の割合が16%となっております。民間とか個人診療などを含めると、7割の方がそちらのほうに勤務している状況で、非常に少ない状況となっております。それと、公務員獣医師の人数が、高齢化も含めて減少傾向にあるという現状がございます。

そういった中で、逆行して獣医師による対応が必要な業務が増加しております。鳥インフルエンザとか、新型コロナとか、豚熱とか、そういったところに公務員獣医師が駆り出されて、非常に人手不足が顕著になっている状況となっております。

本県の対応といたしまして、公務員獣医師の確保に向けた取組を様々行っております。内容としましては、給与の上乗せとか試験方法の見直し、簡略化してたくさんの方に試験を受けていただくとか、あとリクルート、大学を訪問しまして説明会に参加して、若手獣医師の確保、そういったものを取り組んでまいっております。ただ、この取組に対しましても、獣医師不足はいまだに解消していないという現状がございます。

この中で、特に公務員獣医師の担当業務のうち、一番人が取られると畜検査について、何とか緩和ができないか、そういった規制緩和ができないかという提案になります。

1ページに戻っていただきまして、これが今回の提案の内容になります。中ほどのところを見ていただきますと、と畜検査について、従来、公務員獣医師がと畜検査員として実施しているが、規制改革により以下の内容を実施するということで、ここの提案内容なのですけれども、と畜検査員である公務員であって獣医師であると。ここをどちらか規制緩和できないか、こういった提案になっています。

まず、ポツの一つ目としまして、民間獣医師にも、と畜検査員の監督の下に検査が可能とならないか。それと、と畜検査のうち保留となった精密検査、ここの部分の検査につい

て、技術的に判定できる薬剤師とか臨床検査技師、こういった別の業種で精密検査の判定まですることはできないか。

ポツの二つ目、獣医師以外で何とかと畜検査ができないかという規制緩和の内容になります。と畜検査資格認定制度というものを創設いただきまして、例えば畜産学などを修了した方を受験資格として、試験を受けて合格すれば、現場でのと畜検査の専門職としてと畜検査が可能にならないか、こういった提案になります。

ポツの三つ目、知事認定の指定検査機関によると畜検査の実施ということで、獣医師以外の者がと畜検査が可能になれば、指定検査機関への委託ができるのではないかとといった提案になっております。

最後、AI診断の活用によってと畜検査が実施できないかということで、人ではなくて機械でも、例えば正常なものだけ通して異常なものはと畜検査員が判定するといった仕組みができないか、こういった提案をさせていただきたいと思います。

こういった規制緩和ができれば、当然人員不足の解消が図られまして、公務員獣医師の専門的な知識を生かした幅広い活躍といったことができるのではないかとといった提案になります。

以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○森田課長 厚生労働省食品監視安全課長、森田と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから、と畜検査の状況につきましてまずは御説明したいと思います。

2ページを御覧いただきますと、まずと畜場法でございます。先ほど説明いただいたように、牛、豚等の解体はと畜場で行わなければならないようになっていて、と畜検査を経たものでなければ持ち出すことができない、そういう仕組みになっております。そうした中で獣医師がと畜検査を行うという仕組みになってございます。

3ページを御覧ください。と畜検査はどういうことをしているかということですが、獣畜がと畜場に搬入されますと、まずは生体検査というものを行いまして、疾病であるかどうかを生きている状態でまずは確認し、その後、と殺をして、内臓を取り出す前の解体前検査を行い、内臓を取り出した後、内臓の状況とか枝肉の状況という解体後検査、この三つのパターン検査を行います。その中で異常とか疾病の兆候等が見られた場合に、それらとはと殺禁止や解体禁止、一部廃棄あるいは全部廃棄といったような形になります。解体後検査の中で特に精密な検査が必要な場合は、一旦保留をかけて精密検査をかけていく、そういう状況になっております。

4ページをお願いいたします。見ていただくと分かりますように、と畜検査は疾病の有無を見ていくという形になります。そのためにどうしても家畜に対する専門的な知識、生理学とか病理学とか微生物学、そういった専門的な知識が必要になります。そういったものは獣医師の教育を受けた方々が見て診断をしていくという形になります。

また、こうした体制を取っていることで、下のほうにありますように、国内においては食肉に対する安心・安全というところでの信頼が得られていますし、また、今、海外に輸出をするというのを国策として行っていますけれども、海外でも獣医師がと畜検査をしているということで、相当信頼を置いて受け入れてもらっている、そういう状況もあるというところがございます。

次のページです。指定検査機関のお話がありましたけれども、指定検査機関につきましては食鳥検査のほうでは一応取り入れております。ただ、食鳥検査とと畜検査で違う部分はいくつかございまして、例えば食鳥の場合は、疾病の状況として、その個体全体を見て、まさに異常があるかないかで廃棄か否かを判断していくというような形になるのですけれども、と畜検査の場合は、一頭一頭を見て、また部位部位を見て、そこで食用となるもの、ならないものを切り分けていくというような作業も細かく行っております。そうした畜種の違いによる処理の仕方の違いがございます。

それが6ページ目になりますけれども、食鳥のほうは、ラインにぎっと並んでいますけれども、一羽一羽見て、何か異常があったら外して捨てるというのを迅速に判断していきます。と畜検査は頭部、内臓、枝肉という部位ごとに分かれていきまして、一個一個精密に見た上で判断していく、そういう形になってございます。

最後、7ページ目になりますけれども、こういったと畜検査の背景の中で、例えば肝臓で病変が見られたときに、これをどうするかということになります。そういったときに、この病変を引き起こすものは一体何だろうかといったものとか、ほかの部位に影響が起るようなものなのか、もしくは鑑別すべき疾病は何なのかといったようなことを判断した上で、まさにと畜検査というのは何十頭と一日に処理する中で、流れていく中で、即時に判断していくという流れになっていきますので、獣医学的な専門的知識が必要になってくると思っております。

それから、御提案のありましたものに対しまして少し御説明いたしますと、確かにと畜検査自体は獣医学的な知識が必要だということでございます。ただ、例えば検体を一部取って、培養して、微生物がいるかないかの検査とか、あるいは筋肉の中に動物用医薬品が含まれているか含まれていないかのための理化学検査、そうした部分を一部獣医師ではない人たちが担って検査の手技や操作をするということ自体は今も可能でございます。

また、民間の獣医師の活用というお話がございました。どういうやり方を取るかということなのですけれども、ある意味では時間を決めてとか、期日を決めてとか、期間を決めてとか、そういった形で雇い入れるというようなことも、柔軟なやり方はあるのではないかと思っております。ここは何か既存のやり方もできるのではないかと思っております。

それから、指定検査機関の関係につきましては、また別の組織をつくるという形になります。実際、基本的に公的機関が監督しながら獣医師がと畜検査等をしていくという形になります。食鳥の指定検査機関もどういう仕組みでやっているかということ、知事が検査を任せるといった意思表示をした上で、そのやり方なども含めて全て知事の認可等、行政の関

与をした上で、また、指定検査機関がやれなくなったのでできませんとなったら、知事がそれを検査しなければいけないという仕組みを講じた上でやっておりますので、結果的に必要な獣医師の数は確保しておかなければいけないという状況になります。ここも運用が実際にできるのでしょうかというところは、我々としては疑問を持っております。

それから、AIの活用の話がございました。AIの活用につきましては、我々もできればいいとは思ってはおりますのですけれども、AI診断をできるというそもそも論が我々として学術的に確立されていない状態だと思っておりますので、かなり将来的な課題になるのではないかなと思っております。

私からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 厚生労働省の御説明に対して教えていただきたいことがあります。AIで代替できるならばそれに越したことはないのだが、それが可能かどうか分からないので相当将来の話になるだろうという御説明でした。それはそれで現場での実情だから、現状において仕方がないことだと思うのですが、何か研究する端緒のようなものが、例えば獣医系の大学とかそういう研究機関でなされているという事実はないのでしょうか。

考えてみますと、人間の内視鏡、特に消化管の内視鏡なんていうのは内視鏡メーカーも絡んでさまざまの症例の動画や画像を集めて、それをディープラーニングさせていると聞きます。私がずっとお世話になって内視鏡の検査をやっている名手と言っていいドクターなんですけれども、しょせん僕たちの仕事はもうすぐなくなるよなんていうことを、半分は冗談だと思うのですが、おっしゃっているような状況があります。それにパラレルな研究開発というのはなされていてもよさそうなものだと思うのですが、そういった端緒のようなものがないのかどうか教えていただければと存じます。

○森田課長 ありがとうございます。医療の中というのは、一人一人を見て、おそらくその画面を映し出すというところ、比較的場面というところでAIによる診断技術がつくられてきているということです。と畜検査の場合は、コンベヤーによってどんどんと流れてくるものを検査するという形になっていまして、流れの中で画像診断していくということをまず今やっているという情報すら我々はつかんでいませんので、そもそものそういった情報がまだないと思っております。ですので、まさに端緒もまだできていないという状況だと思っております。

○安念委員 分かりました。事実としては承りました。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

私のほうからいくつかございますので、一つずつ質問したいと思います。今のAIの点で

すが、流れていく中で、例えばそこで手で転がさないといけないとかがあれば、多方面から撮影して、さらにそれを総合してということになるので、若干分析の精度が上がりそうな気がするのですが、一方向からだけ見て検査をされているのかについては、どういう形なのでしょう。

○森田課長 牛はかなり大きい動物ですし、豚もそれなりに大きいのですけれども、大きなたらいの中にひっくり返しながらか検査していく。鳥もそうなのですけれども、重なり合いますので、ほぐしながら検査をするという形になりますので、そこを均質にさせていくというのは相当大変かなとは思っています。ですので、手を使ってならしながら、もしくはひっくり返しながらか多方面から観察して検査をやっていると、そういう状況でございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。今のお話で、さすがにロボットアームとかで転がしていくのもつらそうな、まだそこまでは行っていないようにもおもいますので、人の手が必要であること自体は分かるように思います。

一方で、流れている中で画像を処理できないかということ、それができないのであればそもそも自動走行車のレベル3だとか4だとか言っている、そういう世の中ではないので、技術的に無理だということではないように思います。つまり、一部の方向を見ていったときに、そちらのほうがかもしかすると何か可能性があるかもしれない、こちらの方向の角度から見た場合かというものを判定していくということは技術的にどう考えても全くできないことではないように思われます。また、茨城県のほうでおっしゃっているのは、そうした中で補助として使うということなので、スクリーニングとしてアラートが上がってくるか、いいということなのだろうと思います。結果として、そこを人のほうか見ていくか、いないか作業ができない状態だかと思っておりますので、技術的に無理だかとも思われません。現実的な危険性が高いかかどうかかということ、補助ツールとして使う分には、基本的にあまり現実の危険性はないかかと思われまか。

一方で、見たことがないかおっしゃっている点については、禁止されていたか実施されている方は普通ないはずですし、しかも都道府県なので、民間の事業者が勝手に突っ走って実施していますというわけにかいけない話なのだかと思っております。むしろ勝手に行っていたか、この条文にか刑事罰がかかっているかかどうかか分かりませんが、おなわになってしまいう可能性もあるかではないかかとも思われます。技術的にはできないことはないかかと思わますし、補助について利用する視点で考えていただくかというか、もちろん人の手自体はかけて実施していくことだかと思わますが、そこは改めて御検討いただけないかしようか。

○森田課長 こういったAI診断等の研究かというのか、どういいう形でできるかかというのかありますけれども、と畜検査の検査技術の向上の中で、そうしたものは当然ある程度考えていかなければいけないかかと思っております。ただ、近々応用可能かかというのか、今、私どもでそこまでは保証はできませんけれども、いずれにしてもそうしたことは技術的にはおっしゃられたように完全にできないかかというわけではないかかと思っております。ただ、具体的

にどのように実現すべきかというところからまずは始まっていかなければいけないかなと思っております。

○落合座長代理 分かりました。今日の時点では今のお答えで十分前向きな御回答をいただいたように思っております。

中川委員、もう一問よろしいでしょうか。

○中川座長 どうぞ。

○落合座長代理 ありがとうございます。

もう一問が、公務員である必要があるかどうかということです。公務員でなければ安全性が確保されないと考えられている理由はどういうところにあるのでしょうか。獣医師であることという要件をつける場合は、技能とか知見はあるはずですし、人間の医師とはまた違うかもしれませんが、医学倫理についても習熟されているであろうと思われます。そうしたときに何が足りないのか、なぜそういうふうにされているのかはいかがでしょうか。

○森田課長 まず、公務員であるというところは、動物に対して検査をして、何を起こすかという、捨てる命令をするというところになります。要するに廃棄させるということです。これはまさに財産でございますので、財産を捨てさせるということですので、公的権力の行使ということになるかと思っております。

○落合座長代理 そういうことなのですね。分かりました。医学的知見の観点であったり判断そのものがというよりは、それをするときの行為の結果のところは公権力であるから、それは公務員である必要があるということなのですね。

○森田課長 公務員であることについては、そういうことでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、医学的な判断と言いますか、その判断自体は民間の獣医師でもできるわけだと思います。例えば民間の獣医師がいて、判断をするのは公務員の方であるということであるとして、それは何らか民間の獣医師を補助者として使った上で、公側で判断をしているという整理をできるようにしていくということもあり得るのではないかとも思うのですが、このあたりを御検討されたことはあるのでしょうか。

○森田課長 そういったある意味細分化みたいな話はあまり考えてはございません。ただ、当然と畜検査の最終判断をするのが行政側だとして、その判断の根拠をつくるのが獣医師だとして、獣医師と行政とを切り分けることができないのが今の状況なのです。

民間の獣医師であったとしても、と畜場にてと畜検査をするといったときに、自治体が柔軟に雇用することで、公務員としての扱いとして実施していただくという形をできるのではないかと我々は思っているのですけれども、民間獣医師の身分のままであれば、行政判断を行うような形はむしろ取れないのかとは思っております。

○落合座長代理 獣医師の方自体も、茨城県はおっしゃっていますけれども、予算の問題もあるでしょうし、人手の問題もあるでしょうし、どうしても公側で確保できるところに限界があるというお話だと思っております。こう言ったら失礼かもしれませんが、茨城県の

方に比較的金銭的な余力も人も関東圏におられますので、ほかの地域に比べるとあるはずの地域だとも思っております。これからより一層人口減少が進んでいって、私は出身が東北地方なのですけれども、そちらのほうとかですとより困ることはかなり明白なようにも思われます。全部タスク・シフトせずにある一定の形にというのは、より一層実施不可能なのではないかと思えます。何もしないで放っておいて、それこそ全部自分で捨てていただくのを待つのかどうなのかがあります。そういう場合はどうなるのか分からないところはございますが、放置していくよりも何らか適切なガバナンスと適切な知見を整備した上で、現実的にできるような方策を作っていくといただくというのも重要な方法なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○森田課長 今のところは、と畜検査される家畜頭数は全国で見ればほぼ横ばいの状態でございます。公務員獣医師も、一応数の上でいけばそれほど増減がない状況になっていますが、ある意味では今、自治体ごとに見ていった場合には、偏在と言いますか若干アンバランスが出てきているという状態かなと思っております。

そうした自治体の中では、まさに初任給の中に手当をかなり上乘せして人を集めているといった取組もしてございます。そうした中で確保していくということでございます。ある意味、獣医師が卒業して採用されるときに公務員を選んでもらえるような状況を作っていくなければいけないというのはそのとおりでございまして、そこは自治体の方も、茨城県も含めて、今後どうやっていくのか、どうやって獣医師を確保していくのかというのは一緒に考えていきたいと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。確保していければいいと思うのですが、多分確保できないというのが結論になってきそうな気がしますので、そうなる可能性を前提に検討していただくことが、制度的にというか構造的に対策するために必要なことなのではないかと思っておりますので、是非その辺はよく御検討いただければと思います。

私からは以上です。長くなり失礼しました。

○中川座長 ありがとうございます。

今の落合委員とのやりとりで、僕も質問をさせていただきたいのですけれども、まさに公務員でなければならない理由が、権力の行使に当たる行為をするからということだとすると、茨城県が要望しているのは、検査員の指導の下に民間獣医師がということですから、それは落合委員がおっしゃった、検査に当たる事実確認とかそういった部分と、権力の行使に当たる部分を分けての御提案だと思うので、私は少し御検討いただいたほうがいいのかと思います。

もう一点は御質問ですが、食鳥検査におきましては、指定検査機関のような一部指定検査機関への委託と言いますか、委任と言いますか、そういうものが実施されていると理解しているのですけれども、この場合に、消毒を強制したりとか、権力行為に当たるようなものも食鳥検査法の範囲には入っていると思うのですが、それは指定検査機関とかそういった部分には委託されていないのでしょうか。いないのだとすると、事実認定と権力行為

の行使の部分については何らかの整理ができるということをされているのかなとも思ったのですが、食鳥検査法の構造につきまして御質問させていただければと思います。

○森田課長 それでしたら、私が説明した説明資料の最後の参考のところを御覧ください。食鳥検査法に基づく指定検査機関の状況になってございますが、法律の中で知事が指定する者に食鳥検査の全部または一部を行わせることができるという仕組みになっています。これによって権限を委譲しております。指定検査機関は、役員の選任とか認定規定とか事業計画といったところを自治体に出して認可を受ける等をして実施する。實際上、食鳥検査をしているのは獣医師ですので、指定検査機関の中には獣医師をちゃんと雇って検査をするという仕組みになっております。

實際上、検査は知事の代わりにやっておりますので、基本的に休業しますというのは勝手にできずに、あらかじめ言わないといけないとか、やめるといったときには知事が検査を代わりにしなければいけない。そういった仕組みを入れた上で、指定検査機関という仕組みを入れています。

ただ、これは食鳥検査の法律ができた当時に、これまでやってこなかった食鳥検査をある日からやらなければいけなくなったということが背景にございます。そもそも公務員というのは人員管理等があるので、急に人は増やせない。そういった形で対応するときに、食鳥検査の指定検査機関制度を入れて、何とか食鳥検査を導入していったという経緯もございます。

と畜検査の場合は、今そういう状況ではございませんので、ある意味、今、指定検査機関制度、食鳥検査のような制度を入れるほうがいいのか、それともむしろこちらのほうが自治体にとってコストアップであって、指定検査機関にかけるお金があるのであれば、直接的に公務員獣医師の待遇を上げてくださいますというようなお話にもなりかねないと思っております。

○中川座長 いずれにしろ食鳥検査法では、事実認定の部分と権力行使については一定の整理をした上でこういう仕組みを作っているということですね。

○森田課長 はい。

○中川座長 同じような考え方に基づいて、と畜検査においてもそういった事実認定と権力行使の整理というのはできるように私は思うのですけれども、ただ、厚生労働省がおっしゃるように、どちらがコストがいいのか、かかるのか、かからないのかとか、あるいは落合委員がおっしゃるように、公務員の確保について、これから人口減少でかなりしんどくなることは目に見えている中でどういう制度を取るのかというのは、是非茨城県と厚生労働省の間で、あるいは内閣府が間に立つような形で御検討いただければと思います。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○阿曾沼委員 二つございます。タスク・シフトという観点からすれば、人から人へのタスク・シフト、人から機械へのタスク・シフト、人からAIへのタスク・シフトなどをこれ

からどんどん進めていかなければならないわけですが、最終的に誰が責任を取って、誰が決断をするかというところは押さえなければいけない訳です。

今回の御提案は、公的な獣医師、公務員としての獣医師が誰もいないというわけではないのですよね。ちゃんと居られる訳です。ですから、その方が判断をする訳ですね。必要な検査及び検査データ取得などをタスク・シフトし、そしてそのデータを判断して、その責任において公権力を対応するというのであれば、茨城県の提案というのは何ら矛盾も無いと思いますし、このタスク・シフトを是非進めるべきだと思います。

基本、人間対象の医療の世界でもそうです。放射線画像の読影と診断は放射線診断医がやるわけですが、その行為自体はコンサルテーションですから、最終的には主治医が責任を取る訳です。獣医師の世界でもそれは当たり前のことなのではないでしょうかと思います。

なおかつ、全然資格のない人たちに対してタスク・シフトをするわけではなくて、必要な資格を持った人たちに権限を与えて、最終的な責任は公務員が取るという仕組みは是非やるべきだと思いますし、それができない理由が実は私には分からないのです。それが無理だということを客観的かつ合理的に、実質的に何が問題なのか教えていただきたいと思います。今の法律がこうだからということではなくて、実質的にできない理由を教えてくださいというのが1点。

もう一つはAIについて、茨城県に御質問ですけれども、必要な検査のデータはデジタル化されているのですか、それとも紙で運用しているのですか。

○中川座長 時間が押しぎみなので、阿曾沼委員の御質問2点、厚生労働省、それから茨城県にありますので、手短に厚生労働省。

○阿曾沼委員 茨城県に申し上げたいのは、検査のデータが全部デジタル化されていれば、基本的にデータプラットフォーム、データソースはあるわけですから、AIにそれを食わせて、いわゆる研究することなんていとも簡単にできる訳ですよね。今、技術的に見れば、これからAIで何をさせるのかということを一々考える必要は全くないです。シンプルにデジタル化されているか、されていないかだけ教えていただければと思います。なお、厚生労働省からのご回答は今日でなくても、後日でも結構でございます。

○森田課長 AIのお話がありましたので、AIについてお話しさせていただきますと、おそらくデジタル化のデータはできていないと思います。

○阿曾沼委員 そうなんですか、分かりました。

○中川座長 大変申し訳ないのですけれども、時間が押しぎみなものですから、今、阿曾沼委員のほうから、タスク・シフトに関しては是非御検討いただきたいというようなことをお話しいただきましたので、厚生労働省のほうにおきましては、是非そういう方向で御検討をまずいただきたいと思います。その際、茨城県、それから内閣府とも緊密な連絡を取って御検討をいただければと思います。今のお話について御回答等がありましたら、事務局のほうまで後ほど寄せていただければと思います。

急いでしまったような形で大変申し訳ないのですが、特段の発言がなければ、これもちまして「と畜検査に係る規制改革」の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。よろしいでしょうか。

関係者の皆様、ありがとうございました。